

2. 令和元年度運営方針

図書館は、地域社会の教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的として図書、記録、その他必要な資料を収集・蓄積し、求められた資料や情報は、誰にでも公平に利用する機会を与える施設です。市民の知る権利や学習する権利を保障し、市民が生涯にわたり自ら学習することができるよう、市民の求める資料・情報を提供するため新鮮な資料をバランスよく収集し、大人、子ども、高齢者、障害者、在住外国人などあらゆる人々に応じたきめ細やかなサービス提供を行います。

また、地域や個人が抱える日常生活上の課題を解決する糸口が得られるように、情報や資料を提供するサービスの充実が必要となってきました。そうした状況を受け、読書支援と課題解決に向けたレファレンス（相談・調査）サービスの体制充実にも努めます。

さらに、単に資料を利用者に提供したり、講座や講演会を開催したりするだけではなく、市民が主体的に行う学習、研究、研修及びその成果の発表の場を提供します。地域文化の創造の場、生涯学習の場、幅広い世代が集うコミュニティの場となるよう、市民が利用しやすい、親しみやすい図書館を目指します。

【基本的運営方針】

- (1) 市民の読書活動を推進し、本との出会い・知る楽しみを支えます。

収集蓄積した資料を提供できる環境を整え、読書活動や生涯にわたる自主的な学習活動を支え促進します。

- (2) 市民の生活や仕事、町づくりに役立つ地域の情報館。

地域の実情を踏まえ、市民の課題解決のために必要な専門書や資料など幅広い情報を提供し、暮らしに役立つ図書館を目指します。

- (3) 子どもたちが読書に親しむ環境づくりを推進します。

子どもの読書離れを防ぎ、読書活動を盛んにするため、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、子どもが読書に親しむ環境づくりを推進します。

- (4) 図書館利用が困難な市民に、利用しやすい環境づくりを推進します。

高齢・障害等により図書館を利用することが困難な市民へのサービスを充実し、情報提供の格差をなくして、誰もが利用しやすい環境づくりを推進します。

(5) 市民との協働を推進し、市民の思いを実現する機会・場を提供します。

図書館ボランティアや市民との協働による図書館運営を推進します。また、市民のさまざまな思いを実現するための協力とともに機会や場を提供します。

(6) 図書館司書の専門性を発揮し、市民サービスを提供します。

市民の調査や読書相談に対し、新しい技術や方法を積極的に取り入れ、市民の高度で多様な要求に適切に応えていきます。

【重点施策】

(1) 子ども読書活動の推進

- ① 保育所・幼稚園・学校等関係機関との連携の強化・拡充
- ② 子どもと本をつなぐボランティアの育成と活動支援
- ③ 移動図書館車による巡回文庫の充実

(2) 地域の情報センター機能の充実

- ① 計画的な図書館資料の収集・除籍による蔵書の更新・整備
- ② 読書相談、調査・研究等への援助の充実
- ③ 幅広い資料要求に応えるため、県内外の図書館との相互協力
- ④ 地域資料（郷土・行政資料）の収集と活用

(3) 市民の図書館利用の促進

- ① 広報・PR活動の強化
- ② 活動の拠点となり、さまざまな思いを実現するための事業を展開
- ③ 誰もが利用しやすい、幅広い世代が集うコミュニティの場となる環境づくり